

「県庁食堂空間リニューアル物品等整備業務」仕様書(案)

1 目的

県庁食堂を、食事の場としての機能に加え、職員や来庁者が立ち寄りやすく、リラックスしながら議論、打合せ、作業、休憩、交流を行うことができる共創スペースを整備するため、必要な物品を調達する(レイアウトプランの策定、調整を含む。)

2 納期

契約締結の日から令和 9 年 3 月 日()まで

3 納入・設置場所

福井市大手3丁目17-1 福井県庁舎 1 階 食堂

4 業務内容

- (1) 空間コンセプト、デザイン方針およびゾーニングの調整
- (2) 物品の納入および組立・設置

5 納入物品

公募型プロポーザルの提案内容をもとに県と協議して決定した物品

6 基本条件

(1) 空間コンセプト、デザイン方針およびゾーニングの調整

- ① 空間全体は、落ち着いた色調、木質感を取り入れ、職員や来庁者が自発的に立ち寄りやすく、居心地のよい場とすること。
- ② 空間演出のため、植栽(フェイクグリーンを含む。)や空間の雰囲気高める効果的な照明計画等を取り入れること。
- ③ 什器は、昼食時間帯の混雑、配膳、返却、清掃、通行の動線を妨げない配置とすること。
- ④ 職員が自然に集まり、偶発的な会話や軽い相談を行いやすい机や席配置とすること。
- ⑤ 一人の作業・食事、少人数の打合せ、短時間の休憩などに適した席を整備すること。
- ⑥ イベント、説明会、交流会、ワークショップ等にも利用できるよう、用途や利用人数に応じて容易にレイアウト変更ができるものとする。
- ⑦ 床タイル、壁クロス、什器等は、汚れにくく、日常清掃が容易で、食堂運営およびイベント利用後の原状回復がしやすい仕様とすること。
- ⑧ 照明器具の点灯・消灯など、日常管理の負担が少ない機材を導入すること。

(2) 物品の納入および組立・設置

<納入前>

- ① 期間内に納入、組立・設置を行えるよう、「業務実施計画書」、「工程表」を作成し、工程管理を行うこと。

- ② 納入、組立・設置は、食堂運営業者の営業日以外の日(土日および祝日)を原則とする。やむを得ず平日または食堂運営業者の営業日(ただし、食堂営業時間外)に作業を行う必要がある場合は、事前に県および食堂運営業者と協議し、承認を得ること。
- ③ 県が別途発注する天井照明の LED 化およびコンセント工事の工程や作業内容を把握し、滞りなく本業務を遂行できるよう必要な調整を行うこと。
- ④ コンセントの取出し口の変更が必要な場合は、変更可能な範囲をあらかじめ県に確認したうえで、検討を行うこと。
- ⑤ 納入日の前日までに、作業日、作業時間、責任者名および連絡先、作業員名等を記載した「作業計画書」(県が別途提示する様式)を提出すること。

<納入物品の内容>

- ⑥ 納入物品は、利用者の安全性、耐久性、清掃性、維持管理性に配慮すること。
- ⑦ 納入物品は、安心かつ安全に製品を利用できるよう、製品保証期間を定めた JOIFA (一般社団法人日本オフィス家具協会)登録メーカーの製品であり、「オフィス家具製品安全基準のガイドライン」に準拠した製品であること。
- ⑧ 納入物品は原則、品質マネジメントシステム「ISO9001」及び環境マネジメントシステム「ISO14001」を認証取得しているメーカーの製品であり、ホームページ・カタログ等で同一メーカーの認証が確認できること。
- ⑨ 原則、カタログに掲載している既製品とし、追加購入及び部品交換発注などに迅速な対応が可能かつ安定供給が確保された製品であること。
- ⑩ 調達する物品は、上記⑦～⑨の基準を原則とする。ただし、製品の性質上(家電、造作家具等)これによりがたい場合は、各業界の標準的な安全基準や品質基準に基づき、同等以上の信頼性を有する製品を選定すること。
- ⑪ 物品納入の際は、カタログ等を提示し、予め県の承認を得ること。なお、代替物品を納入する場合は、寸法・機能・性能・席数・数量等が同等以上の物品とすること。
- ⑫ 食事エリアの席数は、納入前の食堂利用人数(1 日平均 110 名)に対応できるよう、必要な席数を確保すること。
- ⑬ 壁クロスおよび床タイルの仕様、色調、素材、耐久性、耐火性、清掃性、防滑性等については、食堂としての利用、イベント利用および日常管理に適したものとすること。
- ⑭ 食堂の入口や床タイルには、初めての来庁者でも食事利用時に迷わないよう、可能な範囲で誘導サインを入れること。
- ⑮ 照明計画は、予め県に提案、調整し、空間の雰囲気づくりや机上の照度確保に必要な演出分に限ること。
- ⑯ 昼食時間帯に、県施策の PR 動画等を配信できる 55 インチ以上のディスプレイおよび配信システムを整備すること。配信用端末その他必要な機器の構成および台数は県と協議の上決定すること。

<納入、組立・設置作業>

- ⑰ 「5 納入物品」に記載されている物品を滞りなく調達し、納品、組立・設置作業を行うこと。
- ⑱ 納入にかかる送料は事業者が負担すること。
- ⑲ 納入に際し、適切な養生を行い、県の建造物等に損傷を与えないこと。万一損傷を与えた場合は、事業者の負担で直ちに修復すること。

- ⑳ 物品の搬入設置に係る養生資材については事業者が準備すること。
- ㉑ 組立・設置作業は、県との協議で決定したレイアウトに基づき、県の指示に従って行うこと。
- ㉒ 必要に応じて耐震固定金具等を施すこと。また、本仕様書に明記されていない事項でも、機能上具備していなければならないものは、事業者の負担で施工すること。
- ㉓ 組立・設置作業中の騒音、粉じん、臭気、搬入出、通行支障を最小限に抑えること。

<設置完了後>

- ㉔ 発生した廃材等は、県の指示に従い事業者が処理すること。処理にあたっては、廃棄物処理および清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理すること。
- ㉕ 作業終了時には、食堂営業および庁舎利用に支障がない状態まで清掃、片付け、復旧を行うこと。
- ㉖ 設置完了後、現地の職員に納品書(任意様式)に納品完了の署名もしくは確認印をもらうこと。

7 成果物

以下の資料等を福井県総務部人事課に提出すること。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 空間コンセプト資料
- (3) レイアウト図
- (4) 内装イメージ、パースまたは参考イメージ
- (5) 什器・備品一覧
- (6) 施工計画書
- (7) 工程表
- (8) 完了報告書
- (9) 竣工後レイアウト図
- (10) 維持管理上の留意事項をまとめた資料

8 留意事項

- (1) 事業者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合、事業者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。また、これに要する経費は事業者の負担とする。
- (2) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として事業者が代行して行うこと。
- (3) 本業務の成果品の所有権、著作権(著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む)、利用権は、県に帰属するものとする。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ条件等を示し、県と協議すること。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を利用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担および責任は事業者において負うものとする。
- (4) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、県の責に帰すべき事由による場合を除き、事業者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

- (5) 県は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。なお、これにより難い物については、あらかじめ条件等を示し、県と協議すること。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、県または第三者が損害を受けた場合は、全て事業者の責任と負担により、原状回復、およびその他賠償等について対応すること。
- (7) 業務履行に関しては関係法令を順守すること。
- (8) 本業務で知り得た機密・個人情報等を第三者に漏洩することの無いよう、厳重に取り扱うこと。
- (9) 本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、県と事業者が協議して決定するものとする。